

「安中市景観計画（案）」「関連する景観条例（案）」に関するパブリックコメントの結果について

○意見等の募集期間：令和3年11月1日（月）～令和3年11月30日（火）

○意見等の受付件数：4件（持参）

1. 意見等の概要及び市の考え方

(1) 「安中市景観計画（案）」及び(2) 「関連する景観条例（案）」について

番号	ご提出いただいた意見等の概要	市の考え方
1	<p>市内の風景写真撮影スポットにおいて、写真の景観を阻害するおそれのある物体を設置するときは届出と審議会（別途審議会を設ける）による同意が必要なことを盛り込んでいただきたい。</p> <p>市内には、いろいろな撮影スポットがあります。撮影スポットでの景観を保持していただきたいのに景観を壊すような行為が見受けられます。下記のように市の設置物が景観を壊している例もあります。</p> <p>例；</p> <p>左側写真 めがね橋の前に市が設置した物置のような構造物</p> <p>右側写真 松井田地区の鉄橋横の信越線撮影スポットの前の太陽光施設</p> 	<p>本市では、今後「(仮称)安中市景観審議会（以下、「景観審議会」とします。）」の設置を予定しています。景観審議会は景観に関する事項の調査審議機関であり、同意や許可を行うものではありませんが、届出されたものが景観を阻害するおそれがあると判断された場合などは、景観審議会において審議していただくこととしております。</p> <p>また、行政が設置した建築物や工作物についても、景観形成基準に適合しないものについては、施設管理者等との調整の上、改善を図ってまいります。</p>
2	<p>景観条例（案）は住民参加のプロセスを経て作成されていないのではないかと。</p>	<p>安中市景観計画（案）及び安中市景観条例（案）ともに、市民の皆様や地区住民の皆様のご意見を踏まえて作成しております。</p> <p>景観計画策定委員会は、委員の公募を行い、3名の市民が参画しています。</p> <p>また、安中市景観計画（案）は、「景観まちづくりに関するアンケート調査」や「景観まちづくりに関する住民意見交換会」等を通じて、早い段階から景観形成の考え方や景観形成基準についてご意見を伺っております。</p>

		<p>安中市景観条例（案）は、安中市景観計画（案）に基づき、主に良好な景観形成に必要となる手続きについて定めたものであり、「住民説明会」を通じて、ご意見を伺っています。</p>
3	<p>この条例は要請事項で構成されており、強制力がないのでは。</p>	<p>景観計画は、届出・勧告制度に基づいて景観誘導を図る仕組みであるため、すべてにおいて強制力を伴うものではありません。景観形成基準にそぐわない建築物・工作物等の届出があった場合には、助言・指導や是正勧告を行うことにより、良好な景観形成に努めていただくこととなります。</p> <p>なお、特定届出対象行為に位置づける建築物・工作物に対しては、形態意匠について罰則を伴う変更命令を出すこととなります。</p> <p>また、厳しい強制力のある手段が必要となった場合は、都市計画法に基づく景観地区や地区計画などの活用を検討いたします。</p>
4	<p>早期に景観条例を制定し、碓氷峠、横川、坂本、鉄路等、自然環境が良好な場所や歴史的遺跡・街並みを有する地区の景観が保全されることを望む。</p>	<p>今後、速やかに安中市景観計画の策定及び安中市景観条例の制定を行い、良好な景観形成・保全に係る取組を推進してまいります。</p> <p>なお、安中市景観計画（案）では、横川駅・碓氷峠周辺や秋間梅林、旧中山道の4宿場（板鼻宿、安中宿、松井田宿、坂本宿）等を、特に重点的な景観形成を行う「景観重点区域」の候補としています。「景観重点区域」では、区域内の住民の皆様や事業者の皆様の協力のもと、よりきめ細かな景観形成基準の設定や、景観保全・形成に係るより多くの取組を検討・実施していくこととなります。</p> <p>「景観重点区域」は、住民の皆様や事業者の皆様との合意形成が図られた時点で、随時指定をしていきます。</p>

【問合せ】

安中市役所建設部 都市整備課 計画係
 電話：382-1111（内線1212）
 Eメール：toshi@city.annaka.lg.jp